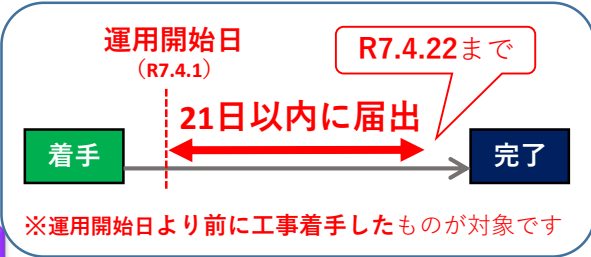


運用開始日(令和7年4月1日)の時点で、
継続して工事を行っている場合は、
届出が必要です ※盛土・切土行為の他、残土処分場や
ストックヤードも対象です



工事内容等の届出について（法21条1項・40条1項）

熊本県内では、盛土規制法に基づき、**県内全域**を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定し、**令和7年4月1日**から**運用を開始しました**。
運用開始日前に盛土等（残土処分場・ストックヤード含む）の工事に着手し、運用開始日以降も工事を継続する場合は、**運用開始日から21日以内に、工事内容等の届出**を提出してください。
※運用開始日より前に工事が完了したものは、手続きは不要です。

届出の対象行為と規模

※省令で「標高差30cm以下のもの」は対象外とされているところを、熊本県受付分は、緩和措置を講じ、「標高差1m以下のもの」を対象外としています。（省令8条9号・10号口関係）

土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超※ となるもの(①～④を除く)
	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超※となるもの 			

届出がされていない盛土・切土、土石の堆積は、改めて法12条・30条許可や法27条届出の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

届出が必要となる事例

- 盛土・切土(土地の形状を変更する行為)**
宅地造成、駐車場造成、資材置き場造成、太陽光発電設備のための造成、土砂置き場・処分場への土砂の持込、切土行為、農地の造成 など
- 土石の堆積(土砂を一時的に仮置きする行為)**
工事で発生した土砂の仮置き、自社が所有する土場への仮置き、工場で生産した製品としての砂利の保管、ストックヤードでの砂利の保管 など
※工事に使用するために工事現場などに一時的に置いているものは除きます。

＜留意事項＞

- 法2条1項1号に該当する道路等の法規制対象外の区域での工事や、政令5条1項に該当する災害のおそれのない工事は、届出不要です。
- 「工事の着手」**とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点を行います。※「工事の着手」とは認められない例：除草、伐採、伐根、縄張り、看板設置等
- 届出の内容が変更され、届出の規模を超えた場合は法12条・30条許可や、法27条届出が必要となる場合があります。
- 土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を保全する努力義務がかけられますので、災害のおそれの大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となりますのでご注意ください。
- 届出の事項は、法に基づきHPで公表します。

＜お問い合わせ先・提出先＞

- 【熊本県内(熊本市内を除く)】
○熊本県 土木部 建築住宅局
建築課 盛土対策室（県庁本館1階）
☎096-333-2555
※盛土対策室に直接提出してください
（市町村経由は不要です）
- 【熊本市内】
○盛土規制法（許可・届出以外）に関すること
熊本市都市建設局都市政策部
都市安全課
☎096-328-2926
- 許可・届出に関すること
熊本市都市建設局都市政策部
開発指導課
☎096-328-2507



(省令52条・82条及び県市の細則)

熊本県HP



種類	明示すべき事項	備考
届出書	※記載例を別途公表していますので、参考にしてください。	規則様式第15
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
土地付近の状況写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置・方向が分かるようにすること
その他の書類	断面図（土地、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設）、字図 求積図（土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積が分かるもの） 写真等（令和7年3月31日までに工事着手したことが分かる書類） 手続きの委任をしたことが分かるもの（代理人が提出する場合のみ） 工事概要を示すもの など	

種類	明示すべき事項	備考
届出書	※記載例を別途公表していますので、参考にしてください。	規則様式第16
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
土地付近の状況写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置・方向が分かるようにすること
その他の書類	土地の断面図（土石の堆積をする前後の地盤面）、字図 求積図（土地の面積、土石の堆積をする土地の面積が分かるもの） 写真等（令和7年3月31日までに工事着手したことが分かる書類） 手続きの委任をしたことが分かるもの（代理人が提出する場合のみ） 工事概要を示すもの など	

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には、崖面崩壊防止施設（鋼管杭工等）は設置できません。 ※3 道路の路肩の部分その他植栽、張張り等の措置が必要ないことが明らかに地盤面を除きます。

- 災害の発生を防ぐため、今後着手する工事の区域については、法で定める技術的基準や、「盛土等防災マニュアルの解説」などを参考に、安全な盛土・切土、土石の堆積の計画としてください。
- 特に、渓流等で、高さ15m超・5万㎡超の盛土は、崩壊発生時の社会的影響度が多大であることを踏まえ、解析を行うなど、より綿密な安全性の検証を行ってください。